平成２１年（フ）第１０７４号
名古屋市港区神宮寺１丁目509番地
破産者　株式会社ユニバーサル物流
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９１号
名古屋市守山区大永寺町75番地
破産者　株式会社イナテック
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３号
三重県三重郡菰野町大字竹成2014番地６
破産者　匹田　健次
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
三重県桑名市新西方４丁目64番地10
破産者　大杉　克仁
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
三重県三重郡菰野町大字菰野2068番地３　森田アパートＦ号、前住所三重県四日市市万古町８番31号
破産者　松浦　正治
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
三重県四日市市羽津町23番21号
破産者　有限会社奥谷塗装
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
三重県いなべ市員弁町大泉1277番地の１
破産者　エスケー物流株式会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
三重県桑名市伊賀町96番地
破産者　有限会社伊勢プラスチック
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
三重県桑名市伊賀町96番地
破産者　水谷　重治
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５０１６号
大阪府東大阪市永和１丁目11番５号
破産者　株式会社ティ・シー・シー
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８７号
大阪府守口市南寺方東通４丁目22番６号
破産者　株式会社北鶴
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１８号
大阪府門真市大字桑才301番地
破産者　門真食品有限会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６４号
大阪府東大阪市中石切町６丁目２番２号
破産者　株式会社ケイズウェイ
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―302号、開始決定時の住所大阪府高石市取石３丁目11番38―301号
破産者　中岡　　晃
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
兵庫県西宮市大屋町28―２、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区曽根崎２丁目16番22号
破産者　アメリカン商事株式会社
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０１号
兵庫県西宮市門戸荘８番21―103号
破産者　横田　弘義
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目110番地の３
破産者　株式会社サンブレイズ
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
佐賀県鳥栖市蔵上町645番地の３
破産者　株式会社フジックス
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
佐賀県鳥栖市山浦町2965―４　洞庵１号室、住民票上の住所千葉県習志野市谷津３丁目１番45―402号
破産者　亡岸哲文相続財産
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島256番地
破産者　有限会社マルカ
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
熊本市武蔵ケ丘５丁目２番５号
破産者　有限会社井手産業
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４３号
山形県寒河江市大字寒河江字小和田42番地の３
破産者　遠藤　丈騎
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２１号
横浜市中区本牧間門33番17号
破産者　有限会社ゆう吉ホーム
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部